

⑯ ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理対策

●ポリ塩化ビフェニルとは

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていましたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和49年には製造と新たな使用が禁止されました。

●PCB廃棄物の処理の状況について

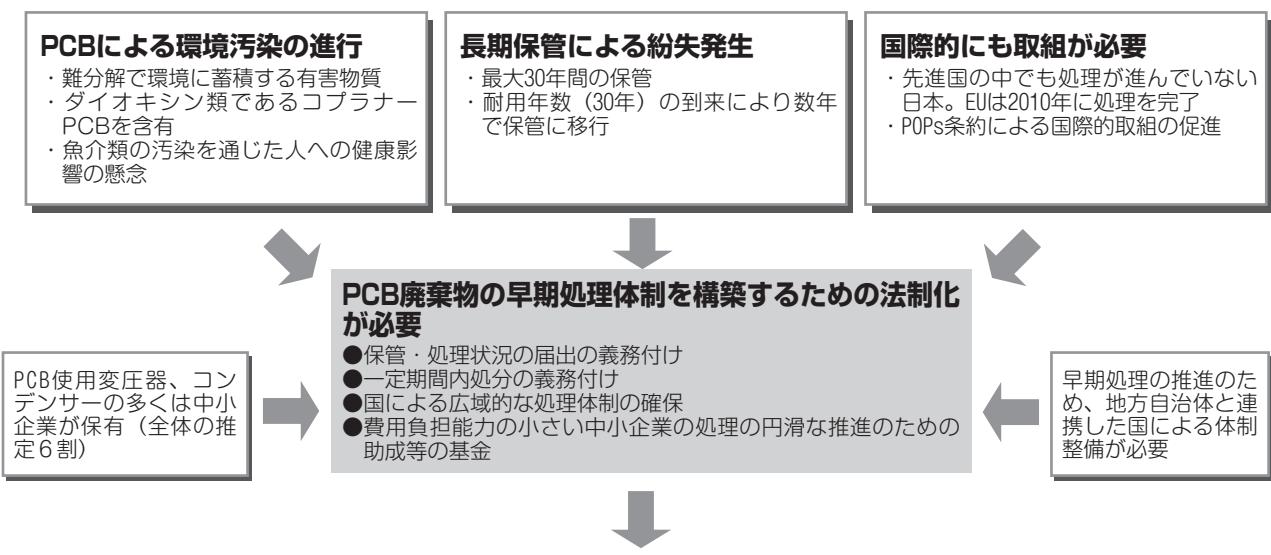
PCBを使用した製品が使われなくなったものは、PCB廃棄物として処理することとなります。PCB廃棄物の処理について民間主導により幾度か処理施設設置の動きがありましたが、住民の理解が得られなかつことなどから、ほぼ30年の長期にわたりほとんど処理が行われず、保管が続いている状況にありました。このため、PCB廃棄物が紛失したり、行方不明になったものによる環境汚染が懸念されています。

●ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法について

PCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理を推進することが急務となっていたことから、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)」が施行され、PCB廃棄物の保管事業者に対する保管状況等の届出、一定期間内の適正処理が義務付けられました。

また、平成28年8月にPCB特別措置法が改正され、高濃度PCB廃棄物・使用製品の処分の義務付け、都道府県知事等の報告徴収・立入検査の権限強化、高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行等の規定が定めされました。

平成16年4月から、環境事業団のPCB廃棄物処理事業は、国の全額出資により設立された中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)に承継されています。



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB特別措置法)

1. PCB廃棄物の処理計画

- 国は、PCB廃棄物処理基本計画を策定。
- 都道府県は、国との基本計画に即してPCB廃棄物処理計画を策定。

2. PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の確保

- 事業者は、そのPCB廃棄物の保管・処分の状況を都道府県知事(政令市長)に届出。
- 事業者に対しPCB廃棄物の期限内での処分を義務付け。
期限内に処分しない場合、環境大臣又は都道府県知事(政令市長)が改善命令。
- 環境大臣が、PCB製造者等に対し、処理の円滑な推進のための資金の出えん等の協力を要請。

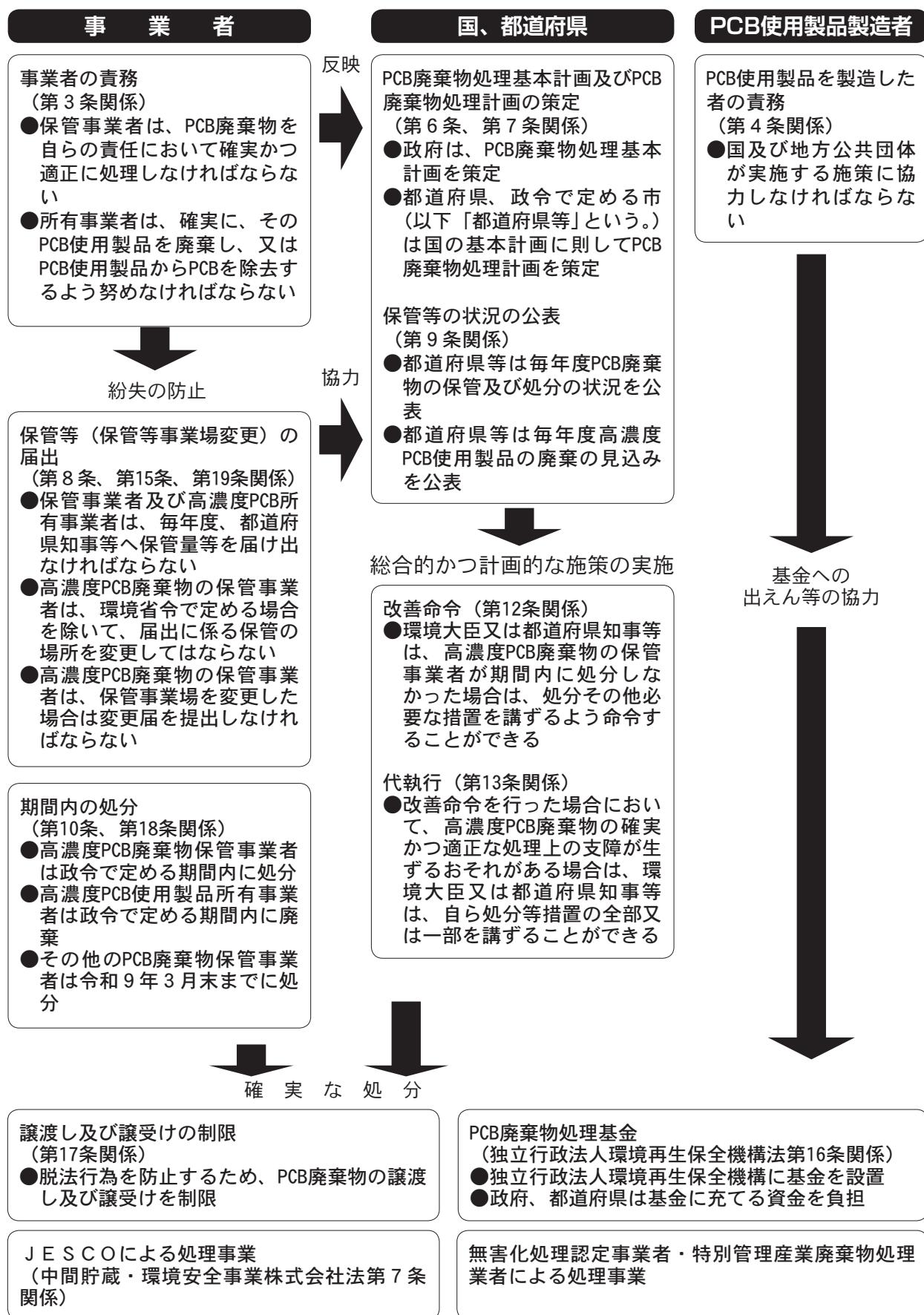
※PCBの用途

国内では、昭和47年までに54,000tのPCBが使用されており、主な用途では、電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、様々な用途に利用されていました。現在は、製造と新たな使用が禁止されています。

用途大別	商品別・使用場所
絶縁油 コンデンサー用	ビル・病院・工場・鉄道車両・船舶等の変圧器 変電所等の電力用コンデンサー、蛍光灯の安定器・テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー、医療用X線装置用コンデンサー、溶接機用コンデンサー・昇降機(エレベーター)・ダムウェーダー・エスカレーター・制御用コンデンサー
	熟触媒 (加熱用・冷却用)
潤滑油	各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱集中暖房、バーナー
可塑剤	高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
感圧複写紙	電線の被覆・絶縁テープ
塗料・印刷インキ	ポリエチレン樹脂、ポリエチレン樹脂 ニス、ワックス、アスファルトに混合
その他	ノンカーボン紙(溶媒)、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他	紙等のコーティング、自動車のシーラント、建築用シリコン材、陶器・ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤

※それぞれの機器にPCBが含まれているかどうかは、銘板に載っている形式や製造年月をもとに各メーカーにお問い合わせください。

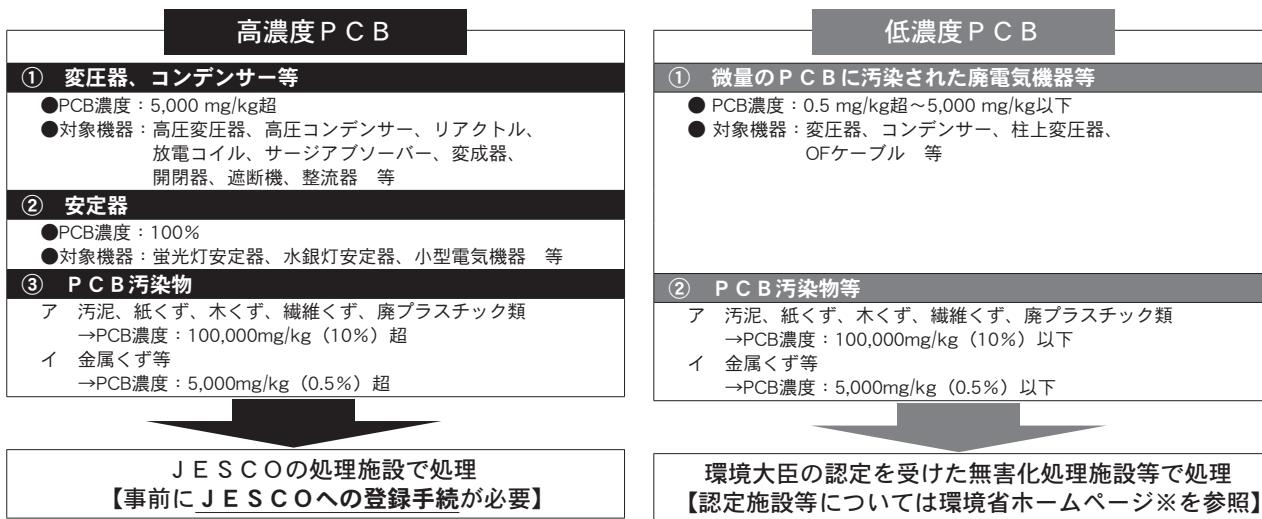
● PCB特別措置法の体系



※PCB特別措置法に規定のない事項については、廃棄物処理法の規定が適用されます。

●PCB廃棄物の分類と処分先

PCB廃棄物は、その濃度に応じて「高濃度」と「低濃度」に分類されます。



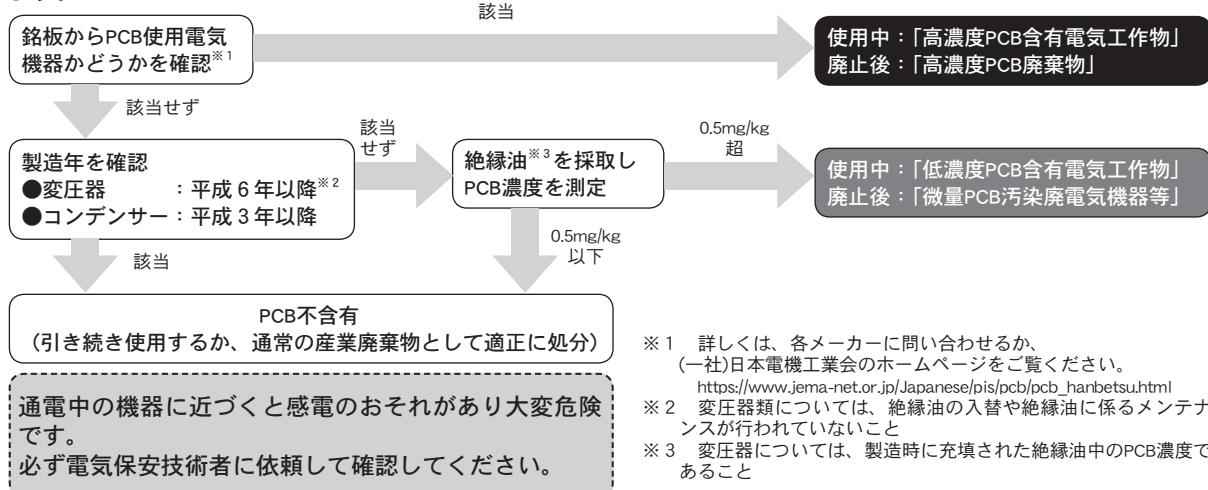
※環境省ホームページ
<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

●PCB含有の有無の判別方法

(1) 変圧器・コンデンサー等

昭和28年から昭和47年までに国内で製造された変圧器・コンデンサー等には絶縁油にPCBが使用されたものがあります。

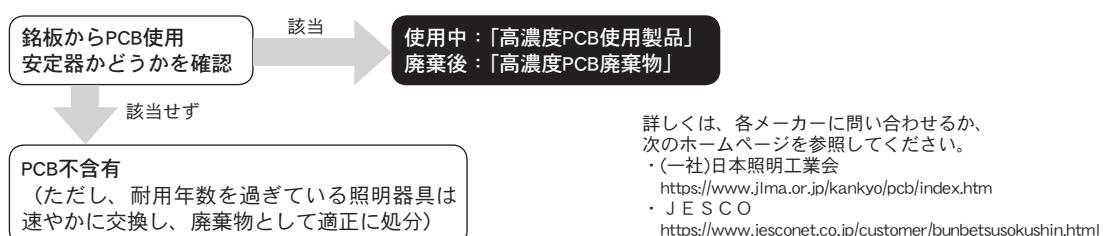
高濃度のPCBを含有する変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。



(2) 安定器

昭和32年1月から昭和47年8月までに国内で製造された照明器具の安定器には、PCBが使用されたものがあります。

PCBを含有する安定器は、安定器に貼付された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別することができます。なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものはありません。



●PCB廃棄物の保管事業者及びPCB使用製品の所有事業者に課せられる規制

(1) 保管及び処分の状況等の届出

PCB廃棄物を保管している事業者及び使用中の高濃度PCB使用製品（高濃度PCB使用電気工作物を除く。）を所有している事業者は、毎年度6月30日までに、前年度のPCB廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度PCB使用製品の廃棄（高濃度PCB使用製品の使用を止め、高濃度PCB廃棄物とすること）の見込みに関して、都道府県知事（政令市長）に届け出なければなりません。

都道府県知事（政令市長）は、毎年度、事業者から提出された上記保管等の届出書について、PCB廃棄物の保管及び処分の状況等を公表することとされています。

PCB廃棄物の保管の場所を変更したときは、その変更のあった日から10日以内に、変更前の保管の場所の所在地の都道府県知事（政令市長）及び変更後の保管の場所の所在地の都道府県知事（政令市長）に届け出なければなりません。

なお、高濃度PCB廃棄物については、保管場所の変更は禁止されています。ただし、PCB特別措置法施行規則によりJESCOの各事業区域内での移動の場合又は環境大臣の確認を受けた場合は、特例として認められます。

全てのPCB廃棄物の処分を終了した（自ら処分し、又は処分委託契約を締結した）とき、全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終了した（自ら処分し、又は処分委託契約を締結した）とき、又は全ての高濃度PCB使用製品（高濃度PCB使用電気工作物を除く。）の廃棄を終了したときは、終了した日から20日以内に、その旨を都道府県知事（政令市長）に届け出なければなりません。

→届出を行わなかった者又は虚偽の届出をした者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

(2) 期間内の処分

高濃度PCB廃棄物の保管事業者は、PCB特別措置法施行令で規定する処分期間（下表）内に、高濃度PCB廃棄物を自ら処分するか、処分を他人に委託しなければなりません。

また、使用中の高濃度PCB使用製品の所有事業者は、原則として処分期間内に廃棄し、自ら処分するか、処分を他人に委託しなければなりません。

その他のPCB廃棄物（低濃度PCB廃棄物）の保管事業者は、令和9年3月31日までに、低濃度PCB廃棄物を自ら処分するか、処分を他人に委託しなければなりません。

なお、環境大臣又は都道府県知事（政令市長）は、事業者が上記の処分期間又は当該処分期間の末日から1年を経過した日（特例処分期限日）までに処分しなかった場合には、その事業者に対し、期限を定めて、PCB廃棄物の処分など必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

→違反すると、3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます。

◎PCB廃棄物等の処分期間

PCBの濃度区分	廃棄物・使用製品の別	種類	処分期間
高濃度	廃棄物	変圧器・コンデンサー等	令和4(2022)年3月31日まで
		安定器、汚染物等	令和5(2023)年3月31日まで
	使用製品	変圧器・コンデンサー等	令和4(2022)年3月31日まで
		安定器、汚染物等	令和5(2023)年3月31日まで
低濃度	廃棄物※	全て	令和9(2027)年3月31日まで

※現在使用中の低濃度PCB含有製品の処分期限は、法令上定められていませんが、廃棄した時点で直ちにPCB特別措置法が適用され、期限までの処分の義務が課されることから、使用中の段階から、処分期限を見据えて計画的に処分することが必要です。

(3) 謙渡し及び謙受けの制限

何人も、PCB特別措置法施行規則で定める場合のほか、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならないこととされています。

→違反すると、3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科に処せられます。

(4) 承継

事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部又は一部を承継した者は、その事業者の地位を承継するものとされています。事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を都道府県知事（政令市長）に届け出ることとされています。

→届出を行わなかった者又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処せられます。

(5) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB廃棄物を保管している事業者は、PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、事業所ごとに廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

→違反すると、30万円以下の罰金に処せられます。

青森県庁ウェブサイトに「ポリ塩化ビフェニル廃棄物について」を掲載していますので、こちらも御参照ください。

青森県庁ウェブサイト「環境保全ページ」

(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/hozonka.html>)